

災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書

三重県伊勢市

株式会社東海大阪レンタル

災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社東海大阪レンタル（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策資機材の供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、伊勢市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、応急対策を実施するに当たり必要な資機材を、迅速かつ円滑に供給を行うために必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とする時は、乙に対し、乙の保有する又は調達できる資機材について優先的な供給を要請することができる。
2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に供給するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が、乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。
(1) 発電機
(2) 照明機器
(3) 冷暖房機器
(4) 仮設トイレ
(5) その他甲が要請し、乙の供給可能なもの

（協力の要請及び受諾）

第4条 甲は、第2条の規定による要請は、資機材供給要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。
2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において可能な限り当該要請に応じるものとする。ただし、乙が被災したこと等により資機材の供給に応ずることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。

（資機材の引渡し）

第5条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。
2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難である場合は、甲又は甲の指定する者が引渡し場所まで資機材の運搬を行うものとする。
3 乙は、資機材の引渡し後速やかに資機材供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が、甲の要請により供給した資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的な情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がないときは、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和元年10月29日

甲 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 大阪府茨木市目垣2丁目34番地21号

株式会社東海大阪レンタル
取締役執行役員社長 濱田 喜代巳